

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税所得の範囲</p> <p>法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係</p> <p>(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>11 - 1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11 - 4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11 - 3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11 - 3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に、かつ、その利子等の収入すべき日(記名の公社債等に係る利子等については、36 - 2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11 - 2までにおいて同じ。)の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。</p> <p>(1) 一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11 - 2までにお</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税所得の範囲</p> <p>法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係</p> <p>(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>11 - 1 法第11条第4項に規定する申告書(以下11 - 4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11 - 3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11 - 3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に、かつ、その利子等の収入すべき日(記名の公社債等に係る利子等については、36 - 2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11 - 2までにおいて同じ。)の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。</p> <p>(1) 一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11 - 2までにお</p>

いて同じ。)から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合 これらの非課税申告書は、一の書面によることができる。

(2) 非課税申告書(上記(1)の取扱いによる申告書を含む。)に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする場合 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。

(注)1 上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を提出する場合には、その旨及びその他必要な事項を非課税申告書の適宜の個所に記載するものとする。

2 金融機関等の営業所等の長は、上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(非課税申告書の効力)

11-2 令第51条の3第1項((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は公益信託等の受託者(以下11-3までにおいて「公共法人等又は公益信託等の受託者」という。)が、11-1の(2)の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは公益信託等の受託者が非課税申告書(11-1の(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を含む。)を提出した後に当該非課税申

いて同じ。)から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合 これらの非課税申告書は、一の書面によることができる。

(2) 非課税申告書(上記(1)の取扱いによる申告書を含む。)に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。

(注)1 上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を提出する場合には、その旨及びその他必要な事項を非課税申告書の適宜の個所に記載するものとする。

2 金融機関等の営業所等の長は、上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項から第3項までの規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(非課税申告書の効力)

11-2 令第51条の3第1項((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は公益信託等の受託者(以下11-3までにおいて「公共法人等又は公益信託等の受託者」という。)が、11-1の(2)の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは公益信託等の受託者が非課税申告書(11-1の(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を含む。)を提出した後に当該非

改正後	改正前
<p>告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11 - 3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。</p>	<p>課税申告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11 - 3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。</p>
<p style="text-align: center;">第2編 居住者の納税義務</p>	<p style="text-align: center;">第2編 居住者の納税義務</p>
<p style="text-align: center;">第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p>	<p style="text-align: center;">第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p>
<p style="text-align: center;">第1節 各種所得の金額の計算</p>	<p style="text-align: center;">第1節 各種所得の金額の計算</p>
<p style="text-align: center;">第1款 所得の種類及び各種所得の金額</p>	<p style="text-align: center;">第1款 所得の種類及び各種所得の金額</p>
<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p>	<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p>
<p style="text-align: center;">〔特別な償却の方法(令第120条の3関係)〕</p>	<p style="text-align: center;">〔特別な償却の方法(令第120条の3関係)〕</p>
<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p>	<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p>
<p>49 1の7 令第120条の3第1項の規定による特別な償却の方法の選定は、令第123条第1項((減価償却資産の償却の方法の選定))に定める区分ごとに行うべきものであるが、減価償却資産の種類区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定して差し支えない。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目</p>	<p>49 1の7 令第120条の3第1項の規定による特別な償却の方法の選定は、令第123条第1項((減価償却資産の償却の方法の選定))に定める区分ごとに行うべきものであるが、減価償却資産の種類区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定して差し支えない。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目</p>

の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下49 33までにおいて「旧耐用年数省令」という。)に定める設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められているものについては、その細目の区分)とする。

〔耐用年数の短縮(令第130条関係)〕

(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)

49 14 令第130条第1項の規定は、減価償却資産の種類区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の種類の区分)とし、機械及び装置の種類は、旧耐用年数省令に定める設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められているものについては、その細目の区分)とする。

ただし、次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次に掲げる区分によることができる。

(1) 機械及び装置 2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合には、工場ごと

(注)1 「2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合」には、2以上の工場にそれぞれ一の設備の種類を構成する機械及び装置が独立して存在する場合は該当し、2以上の工場の機械及び装置を合せて一の設備の種類が構成されている場合は、これに該当しない。

2 一の設備を構成する機械及び装置の中に他から貸与を受けている資産があるときは、当該資産を含めないところにより同項の規定を適用する。

の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下49 33までにおいて「旧耐用年数省令」という。)に定める設備の種類区分とする。

〔耐用年数の短縮(令第130条関係)〕

(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)

49 14 令第130条第1項の規定は、減価償却資産の種類区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の種類の区分)とし、機械及び装置の種類は、旧耐用年数省令に定める設備の種類区分とする。

ただし、次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次に掲げる区分によることができる。

(1) 機械及び装置 2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合には、工場ごと

(注)1 「2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合」には、2以上の工場にそれぞれ一の設備の種類を構成する機械及び装置が独立して存在する場合は該当し、2以上の工場の機械及び装置を合せて一の設備の種類が構成されている場合は、これに該当しない。

2 一の設備を構成する機械及び装置の中に他から貸与を受けている資産があるときは、当該資産を含めないところにより同項の規定を適用する。

改正後	改正前
<p>(2) 建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産 個々の資産ごと</p> <p>(3) 他に貸与している減価償却資産 その貸与している個々の資産(当該個々の資産が借主における一の設備を構成する機械及び装置の中に2以上含まれているときは、当該2以上の資産)ごと</p>	<p>(2) 建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産 個々の資産ごと</p> <p>(3) 他に貸与している減価償却資産 その貸与している個々の資産(当該個々の資産が借主における一の設備を構成する機械及び装置の中に2以上含まれているときは、当該2以上の資産)ごと</p>
<p>第3編 非居住者及び法人の納税義務</p>	<p>第3編 非居住者及び法人の納税義務</p>
<p>第3章 法人の納税義務</p>	<p>第3章 法人の納税義務</p>
<p>第2節 外国法人の納税義務</p>	<p>第2節 外国法人の納税義務</p>
<p>法第180条((国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例))関係</p>	<p>法第180条((国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例))関係</p>
<p>(登記をすることができない外国法人)</p>	<p>(登記をすることができない外国法人)</p>
<p>180 - 2 令第305条第1項第3号かっこ内に規定する「登記をすることができない法人」であるかどうかについては、次のことに留意する。</p>	<p>180 - 2 令第305条第1項第3号かっこ内に規定する「登記をすることができない法人」であるかどうかについては、次のことに留意する。</p>
<p>(1) 会社法第2条((定義))に規定する外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、同法第933条((外国会社の登記))の規定により登記をしなければならないこと。</p>	<p>(1) 会社法第2条((定義))に規定する外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、同法第933条((外国会社の登記))の規定により登記をしなければならないこと。</p>
<p>(注) 当該外国会社には、法人格の有無、法人の形態のいかんにかかわらず、営利を目的とする外国の社団も含まれることに留意する。</p>	<p>(注) 当該外国会社には、法人格の有無、法人の形態のいかんにかかわらず、営利を目的とする外国の社団も含まれることに留意する。</p>
<p>(2) 外国の公益法人は、民法第35条((外国法人))の規定により条約又は法律に</p>	<p>(2) 外国の公益法人は、民法第36条((外国法人))の規定により条約又は法律に</p>

より認許されたものに限る。同法第37条((外国法人の登記))の規定による登記をすることができるのであるが、その他の外国の公益法人は、原則として登記をすることができないこと。

(3) 宗教法人及び協同組合等のいわゆる中間法人に準ずる外国の法人は、登記をすることができないこと。

より認許されたものに限る。同法第49条((外国法人の登記))の規定による登記をすることができるのであるが、その他の外国の公益法人は、原則として登記をすることができないこと。

(3) 宗教法人及び協同組合等のいわゆる中間法人に準ずる外国の法人は、登記をすることができないこと。